

第一九分科会 国民のための大学づくり

光本 滋・木戸口正宏

教育問題とのかかわりで、大学自治の意義と大学づくりの課題を問い直す

一 今年度の報告・討論の柱

本分科会は、合同教研の一分科会として開催していることの意味を考え、運営の工夫を重ねてきた。「大学づくり」は一義的には大学教職員・学生のテーマであるが、それにとどまらず、他の学校種や社会教育などのかかわりも視野に入れ、教育問題という角度から大学の問題を位置づけるということである。

第二次安倍政権においては、大学改革を教育改革と一体のものにとらえる動きが進行している。政策サイドもまた、大学の問題を教育問題と位置づけていることがうかがえる。このような立場と、「国民のため」を標榜してきた本分科会のスタンスはどのように異なるのか、何を実践的な課題にすべきなのか。高校関係者をはじめとする合同教研参加者と、率直に意見交換していくことが望まれる。

このような考えから、今年度は、研究課題として、第一に、「高大接続と大学改革の動向、それらが教育に及ぼす影響を明

らかにする」ことを、第二に、「国民のための大学創造のとりくみ、実践的課題」を掲げた。前者は、これまでにない二種類の「到達度テスト」(基礎レベル・発展レベル)の具体化に向けた検討が中教審で進められていることも意識してのことである(合同教研終了後の二〇一四年一月二二日、中教審答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」が発表された)。

本来であれば、「到達度テスト」ほか高大接続の改革や実態をめぐる報告のほか、大学の種別化、免許更新制・教職大学院を含む教員養成・研修の改革、学生の進路と社会的権利の保障、誰もが学ぶことのできる高等教育の創造など、さまざまな内容の報告が行われてよい。しかしながら、結果的に、レポートは、共同研究者による二本にとどまった。レポートを組織する体制の見直し、高校関係者その他に分科会の意義と魅力を伝えるための打ち出し方の工夫などをさらに考える必要がある。

二 「大学ガバナンス改革」の動向

最初の報告は、光本による、「大学ガバナンス改革」の動向であった。大学の「ガバナンス改革」は近年の大学改革のキーワードの一つとなっている。文部科学省「大学改革実行プラン」(二〇一二年六月五日)が大学の種別化・再編を進めるための手法の一つとして位置づけているように、従来の大学自治の中

核であった教授会の審議権を制約し、学長権限を通じて、大学設置者（学校法人）や政府の意向に沿う改革を推進していくことが基本的なねらいである。

二〇一四年の学校教育法改正は、国立大学法人の学長選考会議の権限を強化し（選考基準・選考過程の公表の義務づけ）、学長選考過程に対する教職員の影響力を排除するとともに、教授会の審議事項を「学長が決定を行うにあたって意見を聴くもの」と、それ以外にわけた。国会審議において、政府は、教授会の権限は変わっていないと答弁しているが、各大学が、学長の決定との関係でこれまで教授会の審議事項とされていた事項を位置づけ直す作業を通じて、教授会の審議権の縮小がはかられる可能性が作りだされる。

政府はさらに、国公立全大学を対象に、「内部規則の総点検・見直し」を行わせている。ここでは、教授会の審議事項にとどまらず、教員選考の手続き、学長の任期、学長の業務執行状況の確認体制などを「点検・見直し」の対象とするような行政指導が行われている。法改正のみではなしえなかった大学自治の破壊を行政が推進するという前代未聞の暴挙である。

ただし、これらは各大学自身のとりくみによらなければ進めることのできないものである。したがって、①法解釈上の論点（行政解釈が全面的に正しいとは限らない）、②行政指導の不当性、についての認識を広く共有していく必要がある。また、各大学では、理事者の一方的判断により学内規則が不当に改変されることのないよう、学習会などを行い、現行の学内規則についての理解を深めておく必要がある。全大教北海道、北海道私

大教連など組合の連合組織による、民主的な内部規則の実例集づくり、各大学の教職員組合等からの問い合せに応えることのできる体制整備も必要だろう。「大学ガバナンス改革」は、悪意を持った攻撃に違いないが、大学関係者自身が、大学自治の意義についての自覚を深め、現代的な課題を探っていくきっかけを与えているととらえるべきである。

(光本 滋)

三 稚内北星大学の大学づくりと教職ゼミの取り組み

続いて、稚内北星学園大学の米津直希さんから「稚内北星学園大学における「大学づくり」の課題と教職ゼミの取り組み」と題した報告が行われた。

稚内北星学園大学は、高等教育機関の「空白地帯」であった宗谷地域に大学を設置しようという地域各界の願いと期待を受けて一九八七年に開学した。しかしここ数年、入学者の減少など経営的に厳しい状況が続いている。稚内市からは、大学から百キロ圏内の入学者の入学金免除、無利子の貸付金制度等のサポートがある。また市内に協力者も少なくなく、市民や周囲の町との共同事業が行いやすいという「大学づくりの可能性」も存在している。特に教育関係者のつながりはつよく、学校との連携が行いやすいことが、以下に述べる取り組みの背景にあるという。

○教職ゼミにおける取り組み

稚内北星学園大学では、教員免許の取得を目指す学生の学びの場として、教職担当の教員と学生とで「教職ゼミ」を運営している。主な活動は次のようなものである。

・ゼミ通信「教たま」の発行（月一回）

大学での学びやゼミの活動を地域に伝えるとともに、将来の「学級通信づくり」の練習と位置づけている（通信は市内の学校、図書館、市役所などに送付され、掲示されることもある）。

・「放課後グングン塾」（無料塾）の指導助手

市教委の教育研究所の研究事業として二〇一三年度からはじまった「放課後グングン塾」。各学校にフルタイムの指導員が2人、パートタイムの指導員が1人おり、放課後に一時間程度の学習支援を行っている。教職ゼミの学生は「指導助手」として、週1回有償ボランティアとして参加している。

その他にも、近隣の利尻町で合宿も兼ねた学習サポートや、遠隔通信機器を活用した猿払村での学習サポート等も行っているという。

地域の教育活動に学生が参加することについて、米津さんは「教員を目指す学生がモチベーションを高めたり、その時点での自分の能力と課題を把握できる」「現場の教員と交流することで、自らの目指す教員像を確立したり、大学での学習では知り得ない学校の状況を学べる」「地域社会に貢献することで、学びが学生個人のものではなく、社会との関係性のもとで行われていることを体験的に学習できる」等の意義があると述べられた。

稚内北星学園大学がなくなると、地域の若者は遠方の高等教

育機関までいかなければならない。若者が地域にいて、このような活動をしていること自体が地域を励ますことになるのではないか、と米津さんは地域における大学の存在意義についても強調された。

四 討論と分科会のまとめ

最後に、感想交流も兼ねて、各校の状況等についての短い報告が行われた。

北海道大学の山口桂さんからは「国立大学の正規教員に対する年俸制の導入について」と題した報告が行われ、年俸制や業績給などの導入をめぐる不透明な状況が紹介された。また、北海道教育大学の学長選考における教職員の意向投票の廃止や、理事による分校教授会廃止案の一方的な提示など、大学運営をめぐる非民主的な動向についての報告、北星学園大学や高専からの現状報告があった。

大学運営をめぐる現状は厳しいものがある。しかしそうであるからこそ、これまでのそれぞれの大学の蓄積や到達を、その法的・規則的な根拠も含めて改めて確認すること、今回の法改正の趣旨を踏み越えるような一方的で不当な学内規定の改変については、粘り強く異議を申し立てること、学外に対しても積極的に情報を公開し、学内で行われている不当行為について、その問題点を訴えていく等、地道な取り組みが求められる。

(木戸口正宏)